

第 7 3 4 号
平成27年 9月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 公示送達について	250	2
・ 公示送達について	251	2
・ 放置自転車等の保管について	252	2
・ 公示送達について	253	3
・ 放置自転車等の保管について	254	3
・ 放置自転車等の保管について	255	3
・ 放置自転車等の保管について	256	4
・ 放置自転車等の保管について	257	4
・ 放置自転車等の保管について	258	4
・ 放置自転車等の保管について	259	5
・ 放置自転車等の保管について	260	5
・ 放置自転車等の保管について	261	6
・ 放置自転車等の保管について	262	6
・ 放置自転車等の保管について	263	6
・ 放置自転車等の保管について	264	7
・ 放置自転車等の保管について	265	7
・ 放置自転車等の保管について	266	7
・ 放置自転車等の保管について	267	8
・ 放置自転車等の保管について	268	8
・ 放置自転車等の保管について	269	9
・ 公示送達について	270	9
・ 放置自転車等の保管について	271	9
・ 放置自転車等の保管について	272	10
・ 放置自転車等の保管について	273	10
・ 大和都市計画生産緑地地区の変更に 係る図書の写しの縦覧について	274	10
・ 放置自転車等の保管について	275	11
・ 放置自転車等の保管について	276	11
・ 放置自転車等の保管について	277	11
・ 放置自転車等の保管について	278	12
・ 天理市福祉医療費貸付要綱の一部改 正について	279	12
・ 放置自転車等の保管について	280	14
・ 放置自転車等の保管について	281	14
・ 公示送達について	282	14
・ 公示送達について	283	15

・ 放置自転車等の保管について	284	15
・ 公示送達について	285	15
・ 放置自転車等の保管について	286	16
・ 放置自転車等の保管について	287	16
・ 平成27年第3回天理市議会定例会の 招集について	288	16
・ 放置自転車等の保管について	289	16
・ 放置自転車等の保管について	290	17
・ 放置自転車等の保管について	291	17
・ 放置自転車等の保管について	292	18
・ 放置自転車等の保管について	293	18

公 告	番号	頁数
・ 一般競争入札について	28	18
・ 天理農業振興地域整備計画について	29	23
・ 一般競争入札について	30	23
・ 公募型プロポーザルについて	31	28

教育委員会	番号	頁数
・ 臨時教育委員会の招集について	12	28
・ 定例教育委員会の招集について	13	28

農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	9	28

選挙管理委員会	番号	頁数
・ 選挙権を有する者の直接請求に必要な 選挙人の人数について	44	29
・ 天理市議会議員選挙候補者の選挙 運動に関しなされた寄附及びその 他の収入並びに支出に関する報告 書の要旨について	45	29

公営企業	番号	頁数
・ 平成27年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	27	29
・ 天理市水道水源保護条例施行規程の 一部改正について	10	29
・ 一般競争入札について【公告】	28	31

告 示

(平成27年 8 月 6 日 掲示済)

天理市告示第250号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 8 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 8 月 6 日 掲示済)

天理市告示第251号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 8 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 8 月 6 日 掲示済)

天理市告示第252号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 8 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月 6 日から平成27年10月 4 日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）

- ア 移動費 2,050円
- イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

- 天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
- 天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年8月7日揭示済)

天理市告示第253号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年8月7日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年8月7日揭示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年8月7日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年8月7日

3 移動対象区域

天理市田町201番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年8月7日から平成27年10月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年8月7日揭示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年8月7日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年8月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月 7 日から平成27年10月 5 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月10日 揭示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8 月10日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月10日から平成27年10月 8 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月11日 揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8 月11日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月11日から平成27年10月 9 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月11日 揭示済)

天理市告示第258号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8月11日

3 移動対象区域

天理市兵庫町4 4 1番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8月11日から平成27年10月 9日まで（毎月第2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8月12日揭示済)

天理市告示第2 5 9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1 項の規定により告示する。

平成27年 8月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8月12日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8月12日から平成27年10月10日まで（毎月第2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8月13日揭示済)

天理市告示第2 6 0号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2 項及び第3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1 項の規定により告示する。

平成27年 8月13日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8月13日

3 移動対象区域

天理市田部町5 3 0番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8月13日から平成27年10月11日まで（毎月第2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月 13 日 掲示済)

天理市告示第261号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 13 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月 13 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月 13 日から平成27年10月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月 14 日 掲示済)

天理市告示第262号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 14 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月 14 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月 14 日から平成27年10月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月 14 日 掲示済)

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 14 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 8 月 14 日
- 3 移動対象区域
天理市樺本町3051番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月14日から平成27年10月12日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月17日 掲示済)

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月17日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8 月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月17日から平成27年10月15日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月18日 掲示済)

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月18日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8 月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月18日から平成27年10月16日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月18日 掲示済)

天理市告示第266号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月18日
 - 3 移動対象区域
天理市富堂町1 5 7番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月18日から平成27年10月 9 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月19日揭示済)

天理市告示第2 6 7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月19日から平成27年10月17日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月19日揭示済)

天理市告示第2 6 8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 8 月19日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町3 3 3番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月19日から平成27年10月17日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年 8 月19日 掲示済)

天理市告示第269号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月19日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町778番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月19日から平成27年10月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月20日 掲示済)

天理市告示第270号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 8 月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年 8 月20日 掲示済)

天理市告示第271号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 8 月20日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月20日から平成27年10月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年 8 月21日 揭示済)

天理市告示第272号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 8 月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成27年 8 月21日から平成27年10月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年 8 月21日 揭示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 8 月21日
- 3 移動対象区域
天理市中町22番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成27年 8 月21日から平成27年10月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年 8 月24日 揭示済)

天理市告示第274号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する、第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成27年 8 月24日

天理市長 並 河 健

面積	備考
約65.41ha	地区数314か所

(平成27年 8 月 24 日 掲 示 済)

天理市告示第275号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 24 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月 24 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月 24 日から平成27年10月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月 24 日 掲 示 済)

天理市告示第276号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 24 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月 24 日
 - 3 移動対象区域
天理市榑町378番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月 24 日から平成27年10月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月 24 日 掲 示 済)

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 24 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 8 月 24 日
- 3 移動対象区域

天理市榑町3 8 1番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月24日から平成27年10月22日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月25日揭示済)

天理市告示第2 7 8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月25日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8 月25日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月25日から平成27年10月23日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月26日揭示済)

天理市告示第2 7 9号

天理市福祉医療費資金貸付要綱（平成17年 7 月天理市告示第2 0 5号）の一部を次のように改正する。

平成27年 8 月26日

天理市長 並 河 健

第 3 条中「に定める」を「に規定する」に改め、同条の表中「より」を「を超え」に、「につき」を「ごとに」に改める。

第 5 条中「認定申請書」を「認定申請書等」に改める。

第 7 条第 1 項中「福祉医療費資金貸付申請書」を「福祉医療費資金貸付申請書兼借用書」に、「貸付申請書」を「貸付申請書兼借用書」に、「受けた月」を「受けた日の属する月」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、診療等を受けた日の属する月の翌月 7 日までに提出することについて、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条中「貸付申請書」を「貸付申請書兼借用書」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（貸付けの方法）

第 9 条 貸付金は、診療を受けた日の属する月の翌月22日までに、貸付対象者に支払うものとする。ただし、市長は、貸付けを受けようとする者の同意がある場合には、貸付金を直接医療機関等に支払うことができるものとする。

第10条中「前条」の次に「本文」を加える。

第11条見出しを「（貸付金への充当）」に改め、同条中「第 9 条の受領委任状」を「貸付申請書兼借用書に記載した受領委任事項」に改める。

第12条第 2 号中「。ただし、当該資金の全部を繰り上げて償還することができる。」を削り、同条第 3 号中「無利子」を「無利息」に改める。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号 (第7条関係)

貸付番号	※
貸付年月日	※ 年 月 日



※欄は、記入しないでください。

福祉医療費資金貸付申請書兼借用書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名

(電 話



)

下記のとおり、天理市福祉医療費資金貸付要綱第7条の規定に基づき福祉医療費資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。また、市長が私の指定した医療機関へ貸付金を支払ったときに、貸付金を借り受けたものとするを承諾します。

記

受給者番号		生年月日	
受給者氏名		申請者との続柄	
療養を受けた医療機関等の名称及び所在地	名 称		
	所 在 地		
上記の医療機関等で診療を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間
貸付申請金額	貸 付 金 額		金 円
利 息	無 利 息		
借入年月日	市長から私の申し入れにより医療機関へ貸付金が支払われた日		
償還期限	市長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日		

委任事項

この申請書記載の診療に係る福祉医療費助成金を受領し、当該医療費助成金を償還金として充当すること、医療機関に私に代わり貸付金を支払うこと及びそれに付帯する一切の権限を天理市長に委任します。

年 月 日

委任者 氏 名



様式第 6 号及び様式第 7 号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の天理市福祉医療費資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前の資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(平成27年 8 月26日 掲示済)

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月26日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8 月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月26日から平成27年10月24日まで(毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月26日 掲示済)

天理市告示第281号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月26日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年 8 月26日

3 移動対象区域

天理市指柳町333番地 9 先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 8 月26日から平成27年10月24日まで(毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月27日 掲示済)

天理市告示第282号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな
いので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7 月天理市

条例第30号) 第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 8 月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 8 月27日 掲示済)

天理市告示第283号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 8 月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年 8 月27日 掲示済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月27日から平成27年10月25日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月28日 掲示済)

天理市告示第285号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 8 月28日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の

送達があったものとみなす。

(平成27年 8 月 28 日 掲 示 済)

天理市告示第286号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 28 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月 28 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月 28 日から平成27年10月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 8 月 31 日 掲 示 済)

天理市告示第287号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 31 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 8 月 31 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月 31 日から平成27年10月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 9 月 1 日 掲 示 済)

天理市告示第288号

平成27年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年 9 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成27年 9 月 8 日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成27年 9 月 1 日 掲 示 済)

天理市告示第289号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成27年9月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年9月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年9月1日から平成27年10月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年9月1日掲示済)

天理市告示第290号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年9月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年8月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年9月1日から平成28年2月29日まで
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年9月2日掲示済)

天理市告示第291号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年9月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年9月2日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年9月2日から平成27年10月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年 9 月 3 日 掲示済)

天理市告示第292号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 9 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 9 月 3 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 9 月 3 日から平成27年11月 1 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 9 月 4 日 掲示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 9 月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 9 月 4 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 9 月 4 日から平成27年11月 2 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成27年 8 月 10 日 掲示済)

天理市公告第28号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年 8 月 10 日

天理市長 並 河 健

第 1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 天理駅前広場再整備工事（駐車場）及び天理駅前広場再整備工事（交通ターミナル）
- (2) 工事場所 天理市 川原城町

- (3) 工事概要 天理駅前広場再整備工事 (駐車場)
- | | |
|-------------|-----------------------|
| 土工 | 1式 |
| 縁石工 | L=169.2m |
| 円形水路工 | L=27.5m |
| 横断水路工 | L=40.0m |
| 舗装工 (t=100) | A=158.3m ² |
| 舗装工 (t=50) | A=801.4m ² |
| 緑化舗装工 | A=389.0m ² |
| 路面標示工 | 1式 |
| 道路照明灯撤去設置工 | 3基 |
| 防護柵工 | 1式 |
| 構造物取壊し工 | 1式 |
- 天理駅前広場再整備工事 (交通ターミナル)
- | | |
|-------------|-----------------------|
| 土工 | 1式 |
| 縁石工 | L=102.6m |
| 横断側溝工 | L=13.8m |
| 舗装工 (t=100) | A=587.5m ² |
| 舗装工 (t=50) | A=420.2m ² |
| 路面標示工 | 1式 |
| 道路照明灯撤去設置工 | N=5基 |
| 構造物取壊し工 | 1式 |
| 付帯工 | 1式 |

(4) 工期 平成27年12月25日まで

(5) 予定価格 49,674,600円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 43,846,920円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(7) その他 本入札は、次の①及び②の工事を1つの工事として合併して入札するものであり、その落札者と各工事について契約を締結する。

①天理駅前広場再整備工事 (駐車場)

②天理駅前広場再整備工事 (交通ターミナル)

第2 競争参加資格

(1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書 (様式第1号) を提出している土木工事の資格を有する建設業者 (市内に本店又は営業所 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)) を有するもの) であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの) における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 天理市が平成27年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表 (平成27年度) において土木工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面 (様式は自由とする。以下「質問書」という。) により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士 (建設部門、農業部門 (選択科目を「農業土木」とするものに限る。))、森林部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限る。))、水産部門 (選択科目を「水産土木」とするものに限る。)) 又は、総合技術監理部門 (選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)) の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金額は第1(7)①及び②の各々について、請負金額の10分の1以上とし、

保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表

天理駅前広場再整備工事（駐車場）及び天理駅前広場再整備工事（交通ターミナル）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成27年8月10日（月）から 平成27年8月20日（木）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成27年8月10日（月）から 平成27年8月20日（木）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードで きます。
質問書の提出期限	平成27年8月24日（月）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成27年8月28日（金）
質問書への回答日	平成27年8月28日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成27年9月3日（木）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成27年9月7日（月）
入札書到着期限日	平成27年9月10日（木）
開札の日時	平成27年9月11日（金） 午後1時30分
くじを行う場合の日時	平成27年9月11日（金） 午後3時

(平成27年 8 月 17 日 掲示済)

天理市公告第29号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8 月 17 日

天理市長 並 河 健

- 1 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

(平成27年 8 月 20 日 掲示済)

天理市公告第30号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年 8 月 20 日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 工事名 | 庁舎旧食堂跡改修工事 |
| (2) 工事場所 | 天理市 川原城町 |
| (3) 工事概要 | 庁舎旧食堂跡の改修工事 A=340.0㎡ |
| | 建築工事 |
| | (建具改修・塗装・床張替え・サイン設置 等) |
| | 1.0式 |
| | 電気工事 |
| | (照明器具改修・自動火災報知機移設 等) |
| | 1.0式 |
| | 機械工事 |
| | (ガス配管改修・スプリンクラーヘッド移設 等) |
| | 1.0式 |
| | 撤去工事 |
| | 1.0式 |
| | 仮設工事 |
| | 1.0式 |
| | 発生材処分 |
| | 1.0式 |
| (4) 工期 | 平成27年12月21日まで |
| (5) 予定価格 | 24,796,800円 |
| | (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) |
| (6) 最低制限価格 | 22,317,120円 |
| | (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) |

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成27年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成27年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

- ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
 - ① 別表2の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 小林建築事務所
住 所 天理市柳本町1519番地

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

庁舎旧食堂跡改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成27年 8 月20日（木）から 平成27年 8 月31日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成27年 8 月20日（木）から 平成27年 8 月31日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成27年 9 月 2 日（水）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成27年 9 月 9 日（水）
質問書への回答日	平成27年 9 月 9 日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成27年 9 月14日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成27年 9 月16日（水）
入札書到着期限日	平成27年 9 月24日（木） 書留郵便にて 日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成27年 9 月25日（金） 午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成27年 9 月25日（金） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格 (いずれかに該当すること)

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

(平成27年 8 月31日 掲示済)

天理市公告第31号

天理市ごみ収集運搬等業務委託について、公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定を行うので、次のとおり公示する。

平成27年 8 月31日

天理市長 並 河 健

1. 委託対象業務名
天理市ごみ収集運搬等業務
2. 委託業務実施場所
天理市全域
3. 委託業務の内容
仕様書のとおり
4. 委託期間
契約期間は契約締結の日から平成33年 3 月31日まで
業務期間は平成28年 4 月1日から平成33年 3 月31日まで
5. 応募者の参加資格要件
実施要領に記載のとおり
6. 応募受付の場所、日時及び方法
天理市環境クリーンセンター 業務課 窓口
平成27年10月19日(月)～平成27年10月23日(金) 17時まで(必着)
持参又は郵送による。
7. 実施要領等
天理市公式ホームページからダウンロードしてください。
応募受付場所でも交付します。
8. 契約候補者の選定方法
公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定し、業務内容の詳細や価格等の交渉を行った後、契約を締結する。
9. 審査項目及び配点
実施要領に記載のとおり
10. 契約保証金に関する事項
天理市契約規則(昭和40年 8 月23日規則第22号)第17条及び第18条に基づきます。
なお、契約保証金の対象となる契約金額については、契約金額を5(契約期間)で除した額を契約金額とみなします。
11. 応募の失格について
実施要領に定める参加資格を満たさない者、実施要領に定める失格事項に該当する場合、提出書類に虚偽の記載がある者その他、公募に関する条件に違反した応募は失格とする。
12. その他応募に必要な事項
仕様書、応募申請に必要な書類、資料等については、天理市ホームページからダウンロードしてください。なお、応募受付場所でも交付します。

教育委員会

(平成27年 8 月12日 掲示済)

天教告示第12号

平成27年 8 月18日午後 1 時30分から 8 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 8 月12日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成27年 8 月31日 掲示済)

天教告示第13号

平成27年 9 月 4 日午後 1 時30分から 9 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 8 月31日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成27年 8 月25日 掲示済)

天農委告示第 9 号

平成27年 9 月 4 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成27年 8 月25日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条に関する許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条に関する許可申請について
- 議案第 4 号 天理農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第 3 号 その他

- ① 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- ② 市街化区域の専決処分について (報告)

選挙管理委員会

(平成27年 8 月 6 日揭示済)

天選告示第44号

平成27年 9 月 2 日現在における地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律 (平成16年法律第59号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成27年 9 月 2 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の 1 の数	1,052人
6 分の 1 の数	8,761人
3 分の 1 の数	17,522人

(平成27年 8 月11日揭示済)

天選告示第45号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第189条第 1 項の規定により提出された平成27年 4 月26日執行の天理市議会議員選挙候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成27年 9 月 2 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

略

公営企業

(平成27年 8 月 6 日揭示済)

天理市上下水道局公告第27号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和45年 3 月天理市条例第 1 号) 第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 8 月 6 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第 8 処理分区	西長柄町の一部

(平成27年 8 月11日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第10号

天理市水道水源保護条例施行規程 (平成14年 6 月天理市水道局管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成27年 8 月11日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第4条第1号キ中「の設置に許可を要する場合において」を「を設置（設置に係る行為を含む。）しようとする場合において許可を要するとき」に、同条第2号オ中「の変更（変更に係る行為を含む。）しようとする場合において許可を要するとき」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

排水水質の基準

有害物質の種類		排水水質基準値	
環境基準	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1 人の健康の保護に関する環境基準による。		
	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表による。		
水道法第4条第2項	亜硝酸態窒素	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）による。	
	亜鉛及びその化合物		
	銅及びその化合物		
	陰イオン界面活性剤		
	非イオン界面活性剤		
フェノール類			
農薬に係る排水基準	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成2年5月24日環水土第77号）別表による。		
水道法（水質管理目標設定項目）	環境ホルモン	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日健発第1010004号）別添1による。
		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	

附 則

この規程は、平成27年 8 月11日から施行する。

(平成27年9月1日掲示済)

天理市上下水道局公告第28号

一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成27年9月1日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 下水道管路施設点検調査業務委託 (No. 1) 及び管路清掃業務委託 (No. 1)
- (2) 業務委託場所 天理市三島町他
- (3) 業務概要
- | | |
|----------------------|------------|
| 管路調査工 | L = 4,049m |
| TVカメラ調査 管渠径 φ800mm以上 | L = 88m |
| TVカメラ調査 管渠径 φ800mm未満 | L = 3,961m |
| 管渠内洗浄工 | L = 4,106m |
| マンホール目視点検 | N = 208箇所 |
| 報告書作成 | 1式 |
| 下水道台帳システム入力用データ作成 | 1式 |
- (4) 履行期限 平成27年12月25日まで
- (5) 予定価格 11,422,080円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。) 設定有り。
- (7) 低入札失格基準価格 (以下「失格基準価格」という。) 設定有り。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局 (以下「局」という。) に対して入札参加資格審査申請書 (物品購入、役務の提供等) において「下水道管路調査」及び「下水道管路清掃」を提出し、登録を受けた業者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たした者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 過去5年以内 (平成22年4月1日から公告日まで。以下同じ。) に同種業務 (国又は地方公共団体 (公社、公団及び独立行政法人を含む。) が発注した下水道管路の本管TVカメラ調査業務で、調査記録表の作成を含む調査延長L = 2km以上のもの。履行期間中のものでも可。以下同じ。) の受託実績を1件以上、又は、同種業務を建設コンサルタント等からの再委託業務として2件以上受託した実績を有する者であること。
 - ③ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、局より入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - ④ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす技術者を本業務の履行期間中配置できること。
- ① 管理技術者として、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者で、過去5年以内に管理技術者として同種業務に従事した実績を有する者
 - ② 管理技術者は、入札の参加申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 下水道課 事業係
電話番号 0743-63-1001 内線 337
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表 (入札日程) のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1) に同じ。
- (3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法
- ① 提出期間 別表 (入札日程) のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1) に同じ。
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 （1）に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。（質疑がない場合は、提出の必要はありません。）
 - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 （1）に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書は、持参又は郵送により提出するものとする。（郵送による場合は、提出期限を過ぎて到着したものは無効とする。）
- (6) 質問書に対する回答は、質問があった場合のみ別表（入札日程）のとおり入札参加者全員に回答書をFAXで送付するとともに、下水道課にて閲覧に供する。
- (7) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書及び資料等」という。）の提出期限日及び送付先
 - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 送付先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 入札書の送付時において外封筒に同封とする。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (8) 競争入札参加者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (9) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
- (10) 開札日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室
- (11) 開札の傍聴

開札の傍聴を希望する場合は、競争入札参加申込書受付票（申込書受付時に交付）及び印鑑を持参の上、開札時間の15分前までに天理市上下水道局下水道課で受付を行うこと。なお、傍聴を代理人に委任される場合は、委任状及び代理人の印鑑を持参すること。

第4 競争入札参加資格の確認

競争入札参加者は入札説明書に定めるところにより、提出期限までに第3(4)の提出方法により申請書及び資料等を提出し、開札後、落札候補者は競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

第5 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。くじの対象となった者には、
入札執行者より対象となった旨を連絡し、くじを行う日時と場所を通知する。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 調査基準価格を下回る入札を行った者（失格基準価格を下回る入札を行った者を除く。）を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち、低入札価格調査を行い落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格とする。

第6 その他

(1) 入札の無効等

本入札説明書に規定した競争入札参加資格がない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となった場合又は開札時に入札参加者が皆無となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札者決定後、競争入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 天理市契約規則第17条から第19条の規定による。

第7 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第8 問い合わせ先

天理市上下水道局 下水道課 事業係

電話番号 0743-63-1001 内線 337

別表（入札日程）

下水道管路施設点検調査業務委託（No. 1）及び管路清掃業務委託（No. 1）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年 9 月 1 日（火）から 平成27年 9 月11日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
競争入札参加申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成27年 9 月 2 日（水）から 平成27年 9 月11日（金）まで
質問書の提出期限	平成27年 9 月18日（金）
質問書への回答日	平成27年 9 月25日（金）
競争入札参加資格確認書等の 提出期限日	平成27年10月 1 日（木）
入札書到着期限日	
開札の日時	平成27年10月 2 日（金） 午前10時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。